

2014年[平成26年]

4月24日[木]

先負

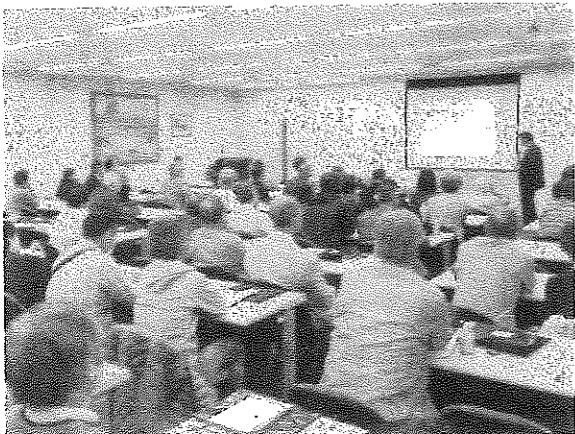
【第3回】 相続・事業継承セミナー

主催 神奈川新聞社 特別協力 株式会社シー・エフ・ネット
企画・制作 株式会社プロメディア・エデュケーション

相続のこと考えていますか？

～今できることをする～

一般の方や企業経営者を対象に第3回相続・事業継承セミナーが4月5日、神奈川新聞社本社（横浜市中区）で開かれた。株式会社シー・エフ・ネットの倉橋隆行代表取締役が「プロが教える損しない相続」税理士の保立秀人氏が「知らなかったでは済まされない相続トラブル事例とその対策」をテーマに講演を行い、相続にまつわる税金対策やトラブルの解消法について分かりやすく解説した。



資産は放置せず
有効活用するべき

資産として、不動産を800万円を銀行から借り入れたとする。借入金利を例え、10億円で買った不動産の10年後の評価額が5億円になったとする。相続税が安くなり、相続人がいる。しかし、金庫に入れていた10億円が、10年後に聞ける5億円に減ってしまったらどうするか。さすれば、現在の10億円の価値は、10年後に5億円の価値に落ちたことになる。このままでは、資産の価値が半分になって、遺産の半分がなくなってしまう。増やす方法として効果的なのが、レバレッジにかけ、1億円の不動産を購入する際、2000万円を元手にして、金利3%で

増やすも減らすも
あなたの運用次第

資産は放置せず、有効活用するべき。800万円を銀行から借り入れたとする。借入金利を例え、10億円で買った不動産の10年後の評価額が5億円になったとする。相続税が安くなり、相続人がいる。しかし、金庫に入れていた10億円が、10年後に聞ける5億円に減ってしまったらどうするか。さすれば、現在の10億円の価値は、10年後に5億円の価値に落ちたことになる。このままでは、資産の価値が半分になって、遺産の半分がなくなってしまう。増やす方法として効果的なのが、レバレッジにかけ、1億円の不動産を購入する際、2000万円を元手にして、金利3%で

増やすも減らすも あなたの運用次第



株式会社シー・エフ・ネット代表取締役
倉橋 隆行氏
不動産に関する法律に詳しく、相続対策や土地有効活用、不動産登記などに定評あり。講演、著書執筆、テレビ・ラジオ出演など各方面で活躍中。
損しない相続

不動産をリストアップ
遺族の負担を軽減

資産を維持するために、バランスシートを作成して、資産・負債・純資産の状況把握は不可欠である。その際に、固定資産税と相続税を負債として計上することがポイント。そうして、明確になった税負担を正確に把握し、リスクを減らす必要がある。相続税は、事前準備が必要で、遺族がもたない、困らないために、生前に

あなたしか防げない
遺産相続のトラブル

相続でトラブルになりやすいのが、一つの不動産を複数の相続人で共有して相続することである。分割することが難しい不動産は、1人が売却したいと思っても、他の共有者全員の署名が得られないと売却できないために、もめる原因となる。とくに対等な立場の兄弟間で共有する問題が発生しやすい傾向がある。このような相続トラブルを避ける方法が、代償分割。これは、相続人の1人が現物財産を取得する代わ

円滑な遺産相続を
遺言書を作成して

相続でトラブルになりやすいのが、一つの不動産を複数の相続人で共有して相続することである。分割することが難しい不動産は、1人が売却したいと思っても、他の共有者全員の署名が得られないと売却できないために、もめる原因となる。とくに対等な立場の兄弟間で共有する問題が発生しやすい傾向がある。このような相続トラブルを避ける方法が、代償分割。これは、相続人の1人が現物財産を取得する代わ



税理士 保立 秀人氏
立教大学法学部卒業。2007年に社・本郷税理士法人に入社。2014年、銀座タックスコンサルティングを開設。法人税務申告のほか幅広く業務を行っている。

子のため孫のための
計画的な生前贈与

生前贈与には、贈与税と相続税の軽減効果がある。60歳以上の親から20歳以上の子や孫に贈与する場合は、250万円まで無税で贈与できるが、一度この制度を選択すると、その後の贈与は通常の贈与税の対象となる。また、贈与期間が20年を超えると、贈与税は贈与した時点で課税される。計画的な生前贈与を行うには、贈与税の軽減効果を最大限に活用することが重要である。

相続財産が贈与か
証拠の有無が左右

贈与する際には、相手方が贈与の事実を受諾する必要がある。孫名義の通帳に贈与した預金など、その事実を孫が知らない場合には、相続税の対象となってしまう。それを避けるためには、贈与の証拠を残すことが重要になる。

遺留分の割合

民法では、相続人に相続分という基本的な割合を決めています。配偶者以外の相続人は、相続分を2分の1と定めています。遺留分については、遺留分権利者が相続分の2分の1が遺留分の割合になります。

相続人	配偶者のみ	配偶者と子ども	配偶者と父母	配偶者と兄弟姉妹	父母のみ
相続分	1/2	1/2	2/3	1/3	1/4
遺留分	1/2	1/4	1/3	1/6	1/3

一般的にイメージで「大げさ」と見られがちだが、遺言書が、相続申告を円滑に行うための、相続によるトラブルを防ぐために、財産の大小に関わらず、作成することをすすめたい。

贈与と契約書は贈与の都度作成したほうが良いが、ひな型をネットで購入し、それを元に、それを元にすれば、容易に作成できる。また、税務調査は脱税した人などが受けるイメージがあるが、相続税の申告があった場合には、3割近い割合で、3億円を超える場合は、ほぼ行われると思われる。年間で行われる税務調査約1万2千件の内、約1万件は指摘を受けるのが現状である。

以上の夫婦であれば、特別の配偶者控除が適用されて、「居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与」として、基礎控除110万円のほか、最高2000万円まで控除できる。そして、30歳未満で祖父母等の直系尊属の受贈者1人につき1500万円まで贈与税が非課税として扱われる。「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」という特例もある。ただし、30歳を過ぎた時点で、非課税控除額から教育資金支出額を控除した残額があれば、それに対する贈与税が課税されるので注意したい。「自分の財産は自己防衛するしかありません。そして、財産を所有している人は、相続する人たちがいる人はいない」と、懸念しやすいため、対策を徹底的に行うべきだ。これを懸念すると、遺族が遺産分割のために、相続税は万全に行うことをおすすめしたい」と倉橋社長は締めくくった。